

令和7年度 給付型奨学生募集要項

令和7年7月14日

公益財団法人 空知しんきん産業文化振興基金

1. 募集人数

今年度募集総数 20名

2. 募集対象者

下記(1)～(4)の項目をすべて満たす者とする。

- (1) 本年4月に南空知管内の道立及び市立高等学校の第1学年に入学した生徒であること。
- (2) 向学心に富み、勤勉であること。
- (3) ひとり親家庭又は両親のいない家庭の生徒であり、経済的理由により、修学費の負担が大きい状況にあること。
- (4) 学習活動その他生活全般を通じて、修学姿勢が良好であり、将来良識ある社会人として活動できる見込みがある者。

※他の奨学金制度との併用について

給付・貸与問わず、すべての公的助成や奨学金と併用可能です。

3. 給付する奨学金

修学支援一時金 100,000円

4. 出願と期限

- (1) 下記書類を揃え、高等学校の所管部を經由して当財団へ提出する。
 - ①給付型奨学生募集に係る推薦書。(在籍する高校からの推薦)
 - ②令和7年度給付型奨学生採用願兼家庭状況表(生徒本人もしくは親権者が記入)
 - ③戸籍全部事項証明書(戸籍謄本・コピー可)原則、発行から6ヶ月以内のもの。
 - ④次のいずれかの現住所の記載がある生徒本人の確認書類。
 - (ア)運転免許証の写し
 - (イ)健康保険証の写し
※裏面に住所欄があるものは、裏面の写しも提出してください。
 - (ウ)住民票原本(原則、発行から3ヶ月以内のもの)
 - ⑤保護者の収入金額及び所得金額のわかるもの。
 - (ア)給与・年金等の場合～昨年分の源泉徴収票
 - (イ)上記給与・年金の他に申告すべき別の収入(不動産収入等)がある場合～昨年分の確定申告書の写し
 - (ウ)自営業(個人事業主)等の場合～昨年分の確定申告書の写し
 - (エ)(ア)～(ウ)を提出できない場合～昨年度収入の確認できる所得証明書等原本
 - ⑥個人情報の取扱いに関する同意書。
- (2) 書類の受付は、令和7年10月31日(金)まで当財団に到着したものとする。
※選考結果にかかわらず、ご提出いただいた書類の返却はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

5. 選考

当財団の理事会において、提出された書類に基づき選考を行い、候補者として決定する。

6. 本採用

- (1) 候補者が当財団より「採用通知書」を受領後、「誓約書」を提出することによって本採用とする。
- (2) 下記の場合、奨学金の返還を要求する場合があります。
 - ① 高校を退学した場合
 - ② 当財団の奨学生として名誉を傷つけられたと認められるような行動をした場合。

7. 推薦基準

下記(1)～(2)の基準をすべて満たす者とする。

(1) 家庭及び家計

ひとり親家庭又は両親のいない家庭であり、本人の属する世帯の年間所得の実態を勘案して、修学費支払いに困窮していると思われるもの。

(2) 人物

学習活動その他生活全般を通じて、修学姿勢が良好であり、将来良識ある社会人として活動できる見込みがある者。

8. 反社会的勢力の排除

以下に該当する場合は、当財団の奨学生になること及び当財団の奨学金に申込みはできない。また、奨学金給付後に以下に該当することが判明した場合は、奨学金の返還を求める場合があります。

- (1) 本人あるいは本人の保護者及び生計を一つにする親族が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力等」という。）である者。

- (2) 本人あるいは本人の親権者及び生計を一つにする親族が、反社会的勢力等と関係を有する者。

以 上